

空家利活用制度のご案内

安曇野市では、空家の流通や利活用を促進するとともに、移住者を支援して市の人口増につなげるため、空家の利活用制度をご用意しています。

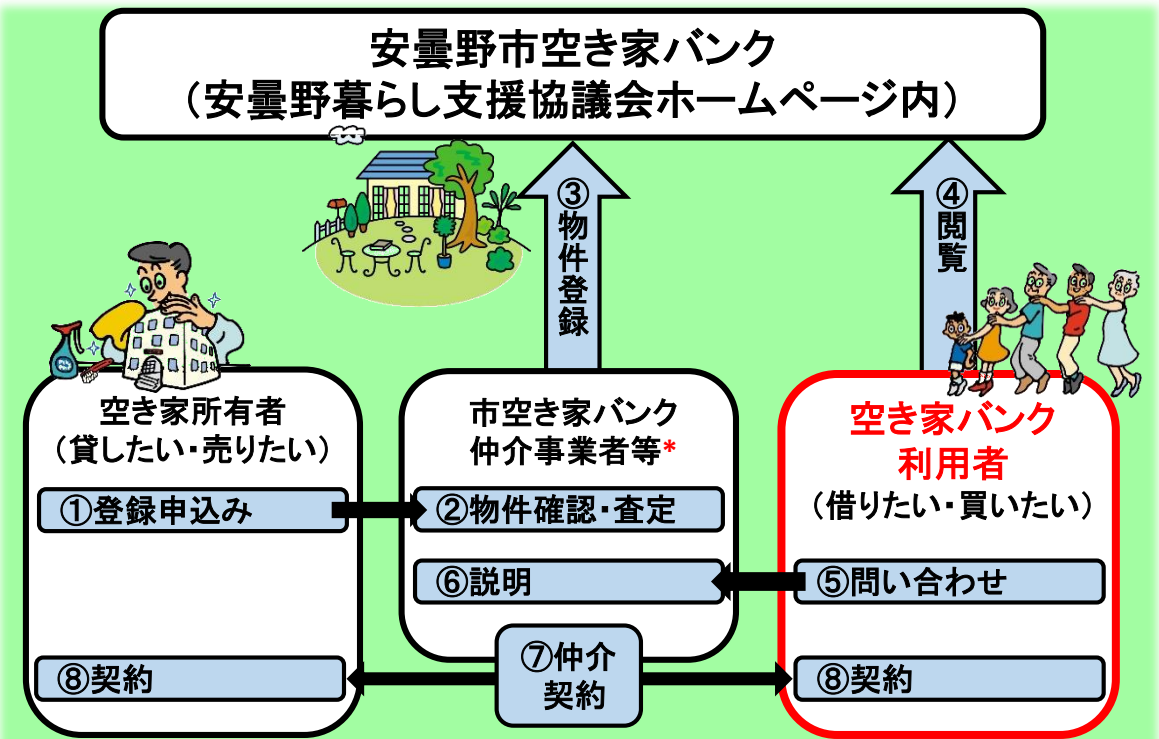
1 安曇野市空き家バンク制度

空家を売りたい・貸したい所有者と、空家を買いたい・借りたい方の間を繋ぐための、不動産情報ウェブサイトです。どなたでも情報をご覧いただくことができます。

◎空き家バンクの仕組み

空き家バンクを利用するには

- 1 インターネット上の「安曇野市空き家バンク」ウェブサイトへアクセス
- 2 バンクに登録された空家から、気になるものをチェック
- 3 気に入った空家があったら、物件を取り扱っている仲介事業者へ連絡
- 4 詳細確認、契約へ



*空き家バンク仲介事業者等…空き家バンクに物件情報を登録できる事業者として、市に登録された不動産事業者等をいいます。事業者の一覧は空き家バンクウェブサイトをご覧ください。

安曇野市空き家バンクは下記URLから！

<https://azumino-ijyu.jp/akiyabank/>
(または右のQRコードからアクセスしてください)



このチラシに
関する
お問合わせ

〒399-8281 長野県安曇野市豊科6000番地 市役所本庁舎2階6番窓口
安曇野市役所 市民生活部 移住定住推進課 **空家活用係**
電話：0263-71-2011 メール：akiya@city.azumino.nagano.jp

空家リフォーム補助金

空き家バンクを通じて空家を購入した移住者が、その建物のリフォーム工事をする場合に、工事費用を補助します。(※必ずリフォーム工事を契約する前に補助金申請してください。)

○申請できる人:下記の条件を全て満たす個人

- ・この補助制度が開始して以降(R2.6.1～)に、市外から安曇野市内へ転入した人
(この補助金によるリフォーム工事後に、工事した建物に転入する予定の人も含む)
- ・安曇野市に転入してから2年以内であること
- ・空き家バンクに登録されている空家を購入してから2年以内であること
- ・工事完了後、その建物の所在地に住民登録をし、3年間以上そこに居住すること
- ・市税および国民健康保険税に滞納がないこと

○補助の対象となる経費

- ・10万円以上の改修工事の費用
(建築事業者と工事請負契約を締結するもの)
- ・建物本体に固定されない設備や備品は対象外

対象経費の2/3
上限**80万円**を補助

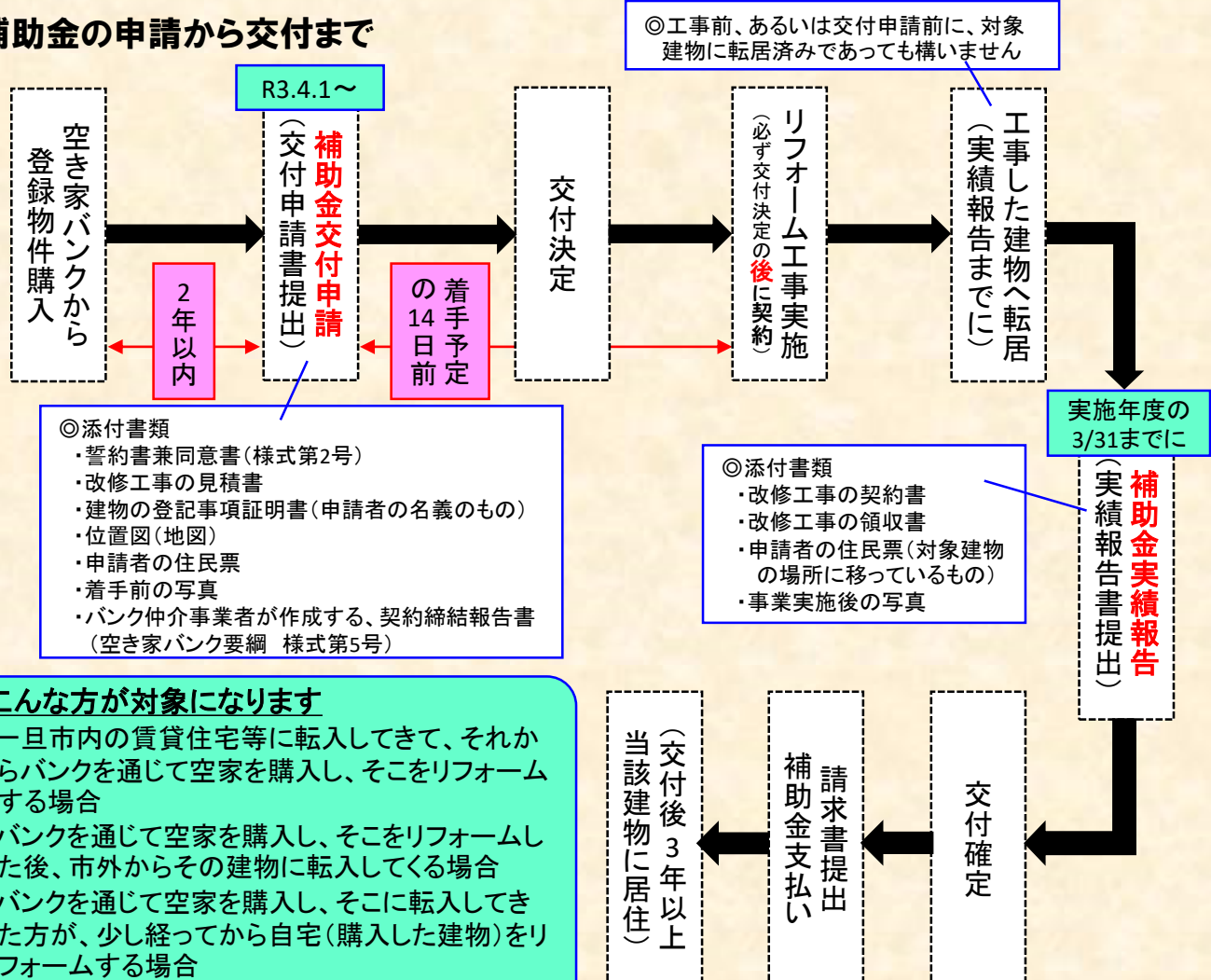
○交付要件:下記の全ての要件を満たす必要があります

- ・申請年度末までに実績報告ができること
- ・補助対象経費について、他の補助金を受けていないこと

○その他

- ・この補助金の利用は、ひとりにつき年度・対象建物を問わず1回のみです。

◎補助金の申請から交付まで



☆こんな方が対象になります

- ・一旦市内の賃貸住宅等に転入してきて、それからバンクを通じて空家を購入し、そこをリフォームする場合
- ・バンクを通じて空家を購入し、そこをリフォームした後、市外からその建物に転入してくる場合
- ・バンクを通じて空家を購入し、そこに転入してきた方が、少し経ってから自宅(購入した建物)をリフォームする場合

* 上記のいずれも、「R2.6.1以降に転入し、かつ転入後2年以内の方」が対象